

那珂市総合教育会議設置要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、市長と那珂市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、十分な意思疎通を図り、那珂市の教育に係る課題、目指す姿等を共有しながら、同じ方向性のもと、連携して効果的な教育行政を推進していくため、那珂市総合教育会議（以下「教育会議」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

（構成員）

第2条 教育会議は、市長及び教育委員会（以下「構成員」という。）をもって構成する。

（所掌事務）

第3条 教育会議は、次に掲げる事項に関する協議、事務の調整等を行う。

- （1）那珂市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定
- （2）教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき措置
- （3）児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- （4）その他構成員が協議又は調整が必要と認める事項

（会議）

第4条 教育会議の会議（以下「会議」という。）は、市長が招集し、会議の議長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

3 構成員は、会議において事務の調整を行った事項については、その調整の結果を尊重するものとする。

（意見の聴取）

第5条 教育会議は、前条の会議等を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学術経験を有する者の出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第6条 会議は、公開する。ただし、次に掲げる場合であって会議で非公開と決定した場合は、この限りでない。

- （1）個人情報等の非開示情報が含まれる事項について、協議又は調整を行う場合
- （2）会議を公開することにより、会議の公正若しくは円滑な運営に支障が生じると認められる場合又は公益上必要があると認められる場合

(議事録の作成及び公表)

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公表する。

2 議事録の公表は、会議に出席した構成員及び意見聴取した者による議事内容の確認後、前条ただし書により非公開とした部分を除き、那珂市公式ホームページに掲載することにより行う。

(事務局)

第8条 教育会議の事務局は、総務部総務課に置く。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、教育会議の運営等に関し必要な事項は、教育会議が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。